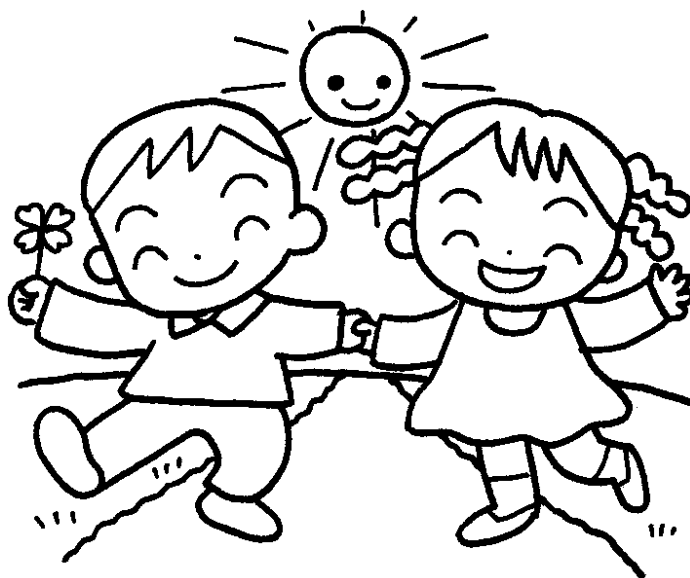


令和 9 年度 認定こども園（幼稚園コース） 入所申込関係案内

入所申込の前に必ずお読みください

入所受付の流れ	P 1
I 認定こども園について	P 2
II 入所について	P 2～P 6
III 保育料（利用料）・給食費について	P 7～P 9
IV 申請書類の記載について（記載例）	P 10～P 15
碧南市保育所等一覧	P 16



碧南市こども健康部保育課保育係

碧南市松本町 2 8 番地 碧南市役所 1 階

電 話 0566-95-9887（直通）

0566-41-3311（代表）（内線 434・435・436・437）

※保育課からはいずれかの番号で連絡します。

メール hoikuka@city.hekinan.lg.jp

保育課ホームページ
はこちらから



<お問い合わせ>

窓口・電話：平日（土日祝日を除く）午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで

メール：随時受付後、平日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までに順次回答

認定こども園（幼稚園コース）入所受付の流れ

8月 3日 保育課ホームページにて最新情報公開

9月 7日～ 9月11日 事前見学会（各認定こども園）1回目※希望者のみ
※8月21日（金）までにあいち電子申請システムでお申し込みください

9月15日～ 9月24日 事前見学会（各認定こども園）2回目※希望者のみ
※9月 9日（水）までにあいち電子申請システムでお申し込みください

【入所申込】

11月16日～11月20日 一斉受付

＜対象＞5歳児（令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ）

4歳児（令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ）

3歳児（令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ）

碧南市に住民登録があり、碧南市の住民の児童。転入予定の方は、入園日までに碧南市に住民登録をして、実際に住んでいる必要があります。

＜申込＞碧南市あいち電子申請システムでお申し込みください

電子申請による申込みができない場合に限り、保育課窓口にて紙面による申込みを受付します。

1月 8日～ 随時受付

＜対象＞児童の入所を希望する方

＜申込＞保育課窓口にてお申し込みください

【面接】入所希望の園へお越しください

12月 3日～12月 4日

※詳しい日程は保育課ホームページに掲載します

※随時受付で申し込んだ方の面談は別途調整します

2月 上旬 入所承諾書の送付

入所申込をした園より送付されます。

2月12日～ 3月11日 各園での説明会等

※日程・内容は園により異なります

4月1日～ 入所



I 認定こども園について

1 認定こども園とは

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設です。申込みの際に、保育園コースまたは幼稚園コースのいずれかを選択します。

2 碧南市内の保育所・認定こども園は？

碧南市内には保育所が13園、小規模保育事業所が1園、幼保連携型認定こども園が3園あります。施設の一覧は16ページをご覧ください。

幼保連携型認定こども園は、保育園コースと幼稚園コースがあります。幼稚園コースは3歳以上児が対象です。

II 入所について

1 認定こども園の入所について

(1) 幼稚園コースを希望される方

令和9年4月1日現在3歳以上（令和6年4月1日までに生まれた子）で碧南市に住民登録があり市内に在住している児童

(2) 保育園コースを希望される方

児童の保護者等が児童の保育ができないと認められ、かつ碧南市に住民登録があり市内に在住している場合

⇒ 詳細については、別冊の「保育所等入所申込関係案内」でご確認ください。

2 認定こども園幼稚園コースに入所するには？

(1) 幼稚園コース

ア 入所の申込みを行います。

イ 認定こども園から入所の内定を受けます。

ウ 認定こども園を通じて市町村に認定を申請します。

エ 教育・保育給付認定通知書が交付されます。

※ア・ウを同時に受け付ける場合があります。

(2) 保育園コース

詳細については、別冊の「保育所等入所申込関係案内」でご確認ください。

3 教育・保育給付認定について

児童の家庭での生活状況を聴取及び調査して、「保育を必要とする児童」及び「保育の必要量」の認定を行います。通知書をお渡ししますので、無くさないように大切に保管してください。

また、入所後に就労条件、保育を必要とする理由が変更になった場合は、必ず保育所等まで申請してください。認定が変更になる場合は個別に通知書をお渡しします。

(1) 認定区分

認定区分	区分詳細	
1号	満3歳以上・教育認定	幼稚園・認定こども園（幼稚園コース）
2号	満3歳以上・保育認定	保育所・認定こども園（保育園コース）
3号	満3歳未満・保育認定	

※幼稚園コースは、令和9年4月1日現在3歳以上の児童が入園できます。

(2) 保育必要量

2号または3号の認定を受けた場合は、さらに以下に区分されます。

保育必要量	認定保育時間
保育標準時間	11時間
保育短時間	8時間

※「保育標準時間」は保護者がともに1ヶ月に120時間以上の就労・就学、妊娠・出産等が該当します。「保育短時間」は保護者のどちらかが1ヶ月に60時間以上120時間未満の就労・就学、求職活動、育児休業等が該当します。

(3) 有効期限

児童の年齢	有効期限
満3歳未満	3歳の誕生日の前々日まで ※期限の延長については園を通じ案内します
満3歳以上	小学校就学の前日まで



4 入所決定について

入所定員児童数に応じて決定します。12月までにあった申込に対する決定通知は2月上旬頃発送します。

※2月上旬の決定通知送付前に入所可否のお問い合わせには回答できません。

※定員に余裕のない場合は、他保育所等または幼稚園へ変更の場合があります。なお、申し込み内容に虚偽があった場合は、入所の前後を問わず入所決定を取り消します。

※申請書の内容、保護者の就労状況等については、入所の前後を問わず、市による調査をします。あらかじめご了承ください。

5 こども園を長期欠席する場合

入院等で長期間園を休む場合、1ヶ月間を超えての欠席は退所となります。

例：7月15日から8月15日まで休み ⇒ 退所

6 退所する場合

認定こども園を退所する場合は、月末退所の場合、退所予定日の15日前までに「保育所等退所届出書」を認定こども園へ提出してください。ただし、月途中で退所する場合は退所予定日の前月末日までに提出をお願いします。

7 転園する場合

転園を希望する場合は保育課までご連絡ください。原則、月途中での転園は行っておりません（幼稚園及び保育所・認定こども園間の転園も同様です）。転園は転園希望先の園の定員に余裕がある場合のみの受付です。なお、求職活動中の場合は転園できません。

8 障害児保育について

園での集団生活が可能な児童については、判断のうえ入所を決定します。ただし、入所の適否は就園指導協議会で判断されます。入所申し込みをされる前に、個別に保育課まで必ずご相談ください。

9 幼稚園コースについて

詳細については、各園にご確認ください。

(1) 標準的な保育時間

学年	時期	保育時間
3歳児	4月	9:00～11:30
	5月～9月	9:00～13:30
	10月～3月	9:00～14:30
4・5歳児	始業式～給食開始前日	9:00～11:30
	4月給食開始日～3月	9:00～14:30

(2) 諸経費

給食費、その他雑費を徴収します。

※給食費は、社会情勢の変化に伴い、見直しの可能性があります。

10 預かり保育

預かり保育の概要についての説明です。

実施の可否、金額については各園にご確認ください。

保護者の希望に応じて、上記の保育時間を超えて利用することが可能です。実施時間は、午前8時から午前9時まで及び平常保育時間終了時より午後4時まで、長期休業中は午前8時から午後4時までです（利用には別途料金がかかります）。

希望理由によって利用可能日数が異なりますが、就労の理由であれば、保育所等と変わらない時間預けることができます。

(1) 対象園児

下表の利用要件を満たし、預かり保育を希望する園児。

提出書類は園の指示に従ってください。

利用要件	必要証明
妊娠、出産	母子手帳の提示
保護者の病気、けが等による入院・通院	医師による証明書の提出
親族の看護・介護	医師による証明書の提出 看護の場合は、介護保険証のコピー
就労（常勤・パート・内職）	事業所による証明書の提出
保護者の都合（1ヶ月に5日以内の利用）	

(2) 実施日

開園日及び長期休業中（夏休み・冬休み・春休み）の平日（月曜日から金曜日まで）
ただし、お盆の夏季保育中は実施しません。

(3) 開始時期

4月1日から

(4) 実施時間

午前8時から午前9時まで及び保育終了時より午後4時まで

※長期休業中は、午前8時から午後4時まで

(5) 保育料及び諸経費（おやつ代・教材費含む）

翌月に徴収します。

月に14日を超える場合は、月額3,000円

（ただし、午前のみ利用は月額1,500円、午後のみ利用は月額1,500円）

1日利用の場合は日額200円

（ただし、午前のみ利用は100円、午後のみ利用は100円）

(6) 申込み

前月25日までに、各種証明書（一時・緊急で預かり保育を希望する場合は不要）
を添付の上、預かり保育申込書兼誓約書を利用園へ提出してください。

11 延長保育・休日保育について

幼稚園コースの方は、延長保育・休日保育は利用できません。

12 入所コースの変更について

認定こども園に入所後、保護者の就労等の状況が変わり、児童の教育・保育の必要性
に変更が生じた場合、翌月から入所コースが変更となります。月の途中での変更は行い
ません。変更が生じたときは、判明した時点で必ず申し出てください。

13 その他

保育士の配置状況により、年度の途中に担当保育士が変更することがあります。

進級する際、園の園児数や保育室の都合上、他の園に調整の可能性があります。

また、入園の前後を問わず書類の提出を依頼します。



Ⅲ 保育料（利用料）・給食費について

1 保育料（利用料）について

無料化されているため、0円です。

2 給食費について

給食費（主食費及び副食費）を月額6,760円（こども園ひまわりの幼稚園コースは5,110円）徴収します。

給食費は、社会情勢の変化に伴い、見直しを行う可能性があります。

(1) 給食費の免除

次に該当する世帯または児童は給食費が免除されます。

認定こども園（幼稚園コース）

対 象	基 準
全世帯	市民税所得割の額が77,101円未満の世帯
第3子以降の児童	保護者が養育している18歳未満のこども・児童で出生の最も早い者から数えて3番目以降の児童

※第3子以降の児童は、原則同一世帯の者を指します。別世帯で監護している子ども・児童がいる場合、「多子世帯生計同一者申告書」（P15）の提出が必要です。

※免除対象者には、通知をお渡しします。

(2) 給食費の減額

次に該当する児童は給食費が減額されます。なお、計算は月単位となります。

対 象	基 準
月途中入退所	給食費（月額）×通所可能日数（月曜～金曜（祝日除く））÷20日 ※退所については退所日の前月末日までに退所届を提出した場合に限る。 ※10円未満の端数は切り捨てる。
出席日数が少ない場合	給食提供日の3日前までに園に報告した場合で、欠席日数が連続して月単位15日以上（土、日、祝日、自由保育含む）の場合は半額。 出席日数がない場合は0円。

3 給食費免除の決定に用いる市民税額

4月から8月分の給食費免除は前年度の市民税、9月から翌年3月分の給食費免除は当年度の市民税に基づき決定されます。

ア 令和9年度給食費免除の決定に用いる市民税額

決定期間	市民税額
4月～8月	令和8年度市民税所得割額 (令和7年1月～12月の所得金額に対する市民税額)
9月～翌年3月	令和9年度市民税所得割額 (令和8年1月～12月の所得金額に対する市民税額)

イ 市民税額の計算における留意事項

- 父母の税額を合算した税額で算出します。
- 父母の市民税が非課税で、かつ祖父母と同居している世帯の場合、祖父母のうち最多納税者を「家計の主宰者」として、家計の主宰者の納税額に基づき市民税額を算出します。
- 寄附金控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除の税額控除は適用されません。
- 指定都市に住所を有していた者は、市民税が8%で計算されていますが、碧南市に住所を有していた者とみなし、市民税を6%で再計算します。

ウ 同居・世帯のとらえ方について

- 祖父母と住所が同一の場合は原則として同一世帯として認定します。
- 別世帯として認定する場合は、住民票も世帯分離しており、電気・ガス・水道等の光熱水費のメーターも別々になっている場合に限り、該当する場合は、世帯ごとの同月分の領収書を提出してください。

4 教育・保育給付認定、給食費免除等の変更について

次に該当するような異動が家庭内であった場合は、保育実施の要否、給食費の免除に変更が生じる場合がありますので、速やかに通っているこども園または保育課に申告もしくは必要書類の提出をお願いします。変更がある場合、申請された月の翌月から変更します。故意に届出が遅れた場合、異動のあった月までさかのぼって変更します。

(1) 世帯員に変更が生じた場合：認定こども園と保育課

(例) ・離婚、再婚、死亡、市外転出、転居、転居による世帯員の異動があった場合
→世帯構成の変更の申出をお願いします。

(2) 提出した書類の内容に変更が生じた場合：認定こども園

(例) ・保護者が退職した場合

- ・ 父親・母親が就職、転職した場合
- ・ 母親の妊娠が判明した場合
- ・ 出産後育児休業を取得した場合または復職した場合 等

(3) その他の事例：保育課

(例) ・ 年度途中で税の申告（所得税の申告、市県民税の申告等）を行った場合

→申告内容（所得税の申告、市県民税の申告等）に基づいて市民税額を再算定するため、申告書の写しの提出をお願いします。

- ・ 配偶者と別居、別生計で離婚調停中あるいは裁判中である場合

→親権を争っている場合および婚姻費用分担金を受取っている場合を除き、両保護者の市民税等により保育料及び給食費免除を決定します。

- ・ こどもすこやか手当を新たに受給する場合 （所得制限の理由のみで受給資格がない場合を含む。） →ひとり親世帯として市民税額を決定します。

5 給食費及び雑費の納付について

給食費及び雑費は、各認定こども園で徴収します。そのため、保育課では口座振替納付依頼書をお渡ししません。手続き方法及び口座振替日は、各認定こども園にてご確認ください。



Ⅳ 申請書類の記載について（記載例）

1 マイナンバー（個人番号）の記載について

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現することを目的として、平成28年1月よりマイナンバー制度が開始されました。それに伴い、申請書類に個人番号欄が設けられています。

(1) マイナンバー（個人番号）とは

個人ごとに付与される、12桁の番号です。マイナンバーカード又は通知カードで確認ください。

(2) 対象書類

ア 子どものための教育・保育給付認定・変更申請書（P12・P13）

イ 多子世帯生計同一者申告書（P15）※申請者及び生計同一者について記載

(3) 受付時の確認事項

申請者のみ次の「番号確認」及び「身元確認」をいたしますので、受付時に持参ください。

ア 番号確認（(ア)～(ウ)のうちいずれか1点）

(ア) マイナンバーカード（写真付のもの）

(イ) 通知カード

(ウ) 個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書

イ 身元確認

(ア)	マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳、在留カード等（顔写真のある官公署が発行した書類）	(ア)のうちいずれか1点
(イ)	資格確認書、後期高齢者医療証、介護保険被保険者証、年金手帳（証書）、各種医療証等（官公署が発行した住所、名前等が記載された書類）	(イ)のうちいずれか2点
(ウ)	会社等が発行した身分証明書（社員証）、学生証等（官公署以外が発行した名前等が記載された書類）	(イ)のうち1点と (ウ)のうち1点

マイナンバーの記載が無くても申請書は有効なものとして受理可能です。

番号確認資料・身元確認資料が無くても申請書は有効なものとして受理可能です。



認定こども園（幼稚園コース）入園願書記載									
理事長 様									
認定こども園（幼稚園コース） 入園願書									
令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日									
保護者 碧南市 松本 町 丁目 28 番									
氏名 碧南 太郎									
〔自宅電話〕 0566 - 41 - 3311									
〔携帯電話〕 090 - 0000 - xxxx (母)									
メール XXXXXXXXXXXX@*****.ne.jp									
連絡を取りやすい方の電話番号を記入してください。									
次のとおり、認定こども園（幼稚園コース）に入園を希望します。									
フリガナ	ヘキナン ユウジ	年齢区分	3 歳児	入園を希望する園	〇〇 こども園				
氏名	碧南 裕二	性別	男						
令和 5 年 12 月 11 日生									
世帯構成員	続柄	生年月日	年齢	勤務先又は学校名					
碧南 太郎	父	年 月 日	47	(株) 〇〇工業					
花子	母	年 月 日	42	専業主婦					
裕美	姉	年 月 日	7	■小学校					
裕太	兄	年 月 日	5	●幼稚園					
一郎	祖父	年 月 日	75	農業					
うめ	祖母	年 月 日	69	(株)△△製作所					
		年 月 日							
		年 月 日							
入園前の経歴	家庭・幼稚園 (年 月 ~ 年 月)								
	〇〇 (保育園)・こども園 (令和7年 4 月 ~ 令和9年 3 月)								
	その他 ()								
入園幼児の健康状態	健康・普通・虚弱・病氣 (病名)								
入園を希望する具体的理由	集団生活に慣れたいため。								
備考	お子様のごことで気になることや園に知ってほしいことがありましたら、ご記入ください。								

幼稚園コースを希望する方のみ記入してください。保育園コースを希望する方は必要ありません。

令和9年4月1日の年齢で記入してください。

本人以外の世帯構成員を記入してください。年齢・学校名は令和9年4月1日見込みで記入してください。高校生以上の場合は「高校生」「大学生」とご記入ください。

入園を希望する理由を具体的に記入してください。備考については、気になる点があれば記入してください。

記載例（裏）

生活保護の適用		☒ 適用なし ☐ 適用あり（平成・令和		年	月	日	保護開始
障害者（児）の該当の有無	☐ 無	☒ 有	氏名：碧南 一郎				
認定年月日 1月1日の住所	☒ 現在の住所と同じ	県	市	町	村	転入・転居	
認定年月日前年 1月1日の住所	☒ 現在の住所と同じ	県	市	町	村	転入・転居	

◎同一世帯の中で身体・療育・精神手帳を所持している方がいる場合は、有にチェックしたうえで、
該当者の氏名を記入してください。

◎認定年月日 1月1日の住所：令和9年1月1日の（予定）住所
認定年月日前年1月1日の住所：令和8年1月1日の住所 を記入してください。

3 保育の利用を必要とする理由（※1で「希望しない」にチェックした場合は記入不要です）

続柄	保育の認定基準				備 考
父	☒ 就労 ☐ 求職活動	☐ 妊娠・出産 ☐ 育児休業	☐ 疾病・障害 ☐ 就学	☐ 介護等 ☐ その他（	☐ 災害復旧
母	☒ 就労 ☐ 求職活動	☐ 妊娠・出産 ☐ 育児休業	☐ 疾病・障害 ☐ 就学	☐ 介護等 ☐ その他（	☐ 災害復旧
祖父	☒ 就労 ☐ 求職活動	☐ 妊娠・出産 ☐ 育児休業	☐ 疾病・障害 ☐ 就学	☐ 介護等 ☐ その他（	☐ 災害復旧
祖母	☒ 就労 ☐ 求職活動	☐ 妊娠・出産 ☐ 育児休業	☐ 疾病・障害 ☐ 就学	☐ 介護等 ☐ その他（	☐ 災害復旧

記入不要です

4 支給認定証の交付（支給認定証の交付を希望しない場合は記入不要です）

支給認定証の交付を希望します ☐	交付された認定証は、返還するまで大切に保管する必要があります。 交付を希望しない場合、返還が不要な「教育・保育給付認定に係る事項を記載した通知書」を送付します。
---	---

◎特段希望する人以外はチェックしないでください。
（原則、支給認定証は交付しません。）

「児童票」の記載例

※太線の枠内のみ記入して下さい。

児 童 氏 名	ふりがな へきなん ゆうじ 碧南 裕二		性 別	☒ 男 ・ ☐ 女	生年月日	令和 5年12月11日生	
					電話番号	0566-41-△△△△	
保 護 者 氏 名	ふりがな へきなん たろう 碧南 太郎		現住所 (変更後)	碧南市 松本 町 28番地			
家 族 構 成	氏 名	続柄		生年月日		勤務先および電話番号	
	碧南 太郎	父	☒ 昭平	58. 6. 20		(株)〇〇工業 0566-41-□□□□	
	碧南 花子	母	☒ 昭平	63. 1. 21		スーパー□□ 0566-41-□□□□	
	碧南 裕二	本人	令	4. 12. 11		〇〇保育園	
	碧南 裕美	姉	☒ 大昭平	1. 7. 2		〇〇小学校	
	碧南 裕太	兄	☒ 大昭平	3. 9. 17		〇〇保育園	
	碧南 一郎	祖父	☒ 大昭平	26. 5. 8		農業 0566-41-□□□□	
	碧南 うめ	祖母	☒ 大昭平	32. 6. 3		(株)△△製作所 0566-41-□□□□	
				.			
入 所 理 由	☒ 1 居宅外就労 ☐ 2 居宅内就労 ☐ 3 母親の出産等			☐ 4 疾病の看護等 ☐ 5 家庭の災害等 ☐ 6 求職活動中		☐ 7 就学 ☐ 8 その他	
						保 育 時 間	午前 9 時 00分 2 から 午後 4 時 30分

入所理由について、該当するものに○をつけてください。

記入を誤ったときは、該当箇所を二重線で消して正しい内容を記入してください。

＜その他必要書類の記載について＞

「緊急連絡票」…保育中、園児に何かあったときに連絡をしますので連絡先の記入をしてください。なお、地図については自筆でもホームページのものを印刷した貼付でも構いませんので必ず記入をお願いします。

「健康の記録」…母子手帳から転記していただき、児童の健康状態をお書きください。

「家庭での生活状況」…児童の年齢区分に該当するもの1部を提出してください。日ごろの生活状況についてお書きください。

多子世帯生計同一者申告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

碧南市長 様

申請者 住所 碧南市 〇〇 町 〇 丁目 〇〇番地
氏名 碧南 太郎
電話 090-0000-0000

第3子保育料無料化、多子世帯保育料軽減及び給食費免除に係る生計同一子どもについて、以下のとおり申告します。

1 生計同一子ども ※年齢は4月1日現在で記載してください

氏名	続柄	生年月日	年齢 ※	同居 別居 の別	監護 の有無	個人番号	園名 学校名 勤務先
碧南 裕子	子	平・令 19 年 3 月 1 日	20	同居 別居	有 無		大学生
碧南 裕美	子	平・令 1 年 7 月 2 日	7	同居 別居	有 無		●●小学校
碧南 裕太	子	平・令 3 年 9 月 17 日	5	同居 別居	有 無		●●保育園
碧南 裕二	子	平・令 5 年 12 月 11 日	3	同居 別居	有 無		●●保育園
		平・令 年 月 日		同居 別居	有 無		
		平・令 年 月 日		同居 別居	有 無		

2 別居の理由等（1で別居の子どもを監護していると申告した方のみ）

別居の理由	県外の大学に進学のため。		
監護・生計 同一の事実	① 毎月金品の仕送りを行っている。 イ、毎月ではないが金品の仕送りをしている。（月 円） ウ、生活が苦しいため金品の仕送りはできないが子供に対する監督・保護は行っている。 エ、就業しており自活できる収入を得ているが子供に対する監督・保護は行っている。 ② 日常生活について指示、連絡を行っている。 カ、休暇等には帰省している。 キ、別居の理由が消滅したときは、再び起居をとにもする。	（月 100,000 円）	

監護する児童が別居している場合は、別居する児童の世帯全員の住民票や仕送り明細など、監護の事実を確認できる書類を提出してください。

- ◎多子世帯生計同一申告書は、次に該当する場合に提出してください。
 - 別居している子ども、児童のうち、監護している者がいる場合
 - 同居している子ども、児童のうち、監護していない者がいる場合
- ◎きょうだいが2人以上入所していても、提出は1枚で構いません。
- ◎令和9年4月1日時点の年齢を記入してください。

- ◎入所児童を含めて記入してください。
- ◎監護の有無が「有」でない対象となりません。
- ◎右側の「入所中の幼稚園・保育所等…」の欄は、小中学生・園児の場合は、令和9年4月1日見込の学校名、園名等を記入してください。
（高校生以上の場合は、「高校生」「大学生」「就職予定」などと記入してください。）

- ◎1で記入した子どもの中に別居の子どもがいる場合は必ず記入してください。こちらに記入した場合、監護の事実を確認できる書類を必ず添付してください。

碧南市 保育園一覧

設置者	園 名	所 在 地	電話番号	児童受入 開始年齢	保 育 時 間		
					平日	土曜日	日曜 祝日
市	羽久手保育園	碧南市鶴見町6丁目17番地	0566-41-1475	1 歳児	7:30～18:00	7:30～18:00※	
〃	天道保育園	碧南市末広町2丁目32番地	0566-41-0077	2 歳児	7:30～18:00	7:30～18:00	
〃	築山保育園※	碧南市塩浜町7丁目99番地	0566-41-0999	2 歳児	7:30～18:00	7:30～18:00※	
〃	日進保育園	碧南市伏見町1丁目66番地	0566-41-0091	1 歳児	7:30～18:00	7:30～18:00※	
〃	鷺塚保育園	碧南市旭町3丁目70番地2	0566-41-1460	0 歳児	7:30～19:00	7:30～19:00	7:30～19:00
法人 (社協)	荒子保育園	碧南市笹山町3丁目29番地	0566-42-0138	0 歳児	7:30～19:00	7:30～18:00	
〃	西端保育園	碧南市札木町3丁目202番地	0566-42-2566	0 歳児	7:30～19:00	7:30～18:00	
〃	大浜保育園	碧南市本郷町2丁目68番地	0566-41-0896	0 歳児	7:30～19:00	7:30～18:00	
〃	棚尾保育園	碧南市汐田町5丁目34番地	0566-41-0897	0 歳児	7:30～19:00	7:30～18:00	
〃	新川保育園	碧南市金山町1丁目27番地4	0566-41-1476	0 歳児	7:30～19:00	7:30～18:00	
法人	二葉保育園	碧南市山神町5丁目29番地	0566-41-0310	1 歳児	7:30～18:30	8:00～16:30	
〃	かしの木保育園	碧南市大浜上町5丁目1番地	0566-42-8200	0 歳児	7:15～19:30	7:30～18:00	
〃	碧のうさぎ保育園	碧南市向陽町1丁目57番地1	0566-95-3988	0 歳児	7:30～19:45	7:30～19:00	7:30～19:00 自園の児童のみ
〃	碧のこうさざ保育園	碧南市向陽町1丁目41番地3	0566-93-8839	0 歳児	7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～19:00 自園の児童のみ

※羽久手保育園・築山保育園・日進保育園の土曜保育は、天道保育園にて合同で行います。

※碧のこうさざ保育園は小規模保育事業所のため、3歳児への進級に転園が必要となりますが、連携施設である天道保育園には優先的に入所できるようにします。

なお、天道保育園以外への入所を希望する方は、入所申込を行ってください。

※築山保育園は令和10年度に大浜幼稚園と統合し民間の認定こども園に移管するため、同園に通う児童は令和9年度末時点で他の園等に転園する必要があります。なお、この転園にあたっては、新設される認定こども園に優先的に入所できるよう配慮します。

碧南市 幼保連携型認定こども園一覧

設置者	園 名	所 在 地	電話番号	コース	児童受入 開始年齢	保 育 時 間		
						平日	土曜日	日曜 祝日
法人	ユリアへきなんこども園	碧南市松本町73番地	0566-41-7300	保育園 幼稚園	0 歳児 3 歳児	7:30～19:00 公立幼稚園と同様	7:30～16:00	
〃	ユリアなわてこども園	碧南市縄手町5丁目61番地	0566-42-8222	保育園 幼稚園	0 歳児 3 歳児	7:00～20:00 公立幼稚園と同様	7:30～19:00	7:30～19:00
〃	こども園ひまわり	碧南市大堤町1丁目11番地	0566-45-6001	保育園 幼稚園	0 歳児 3 歳児	7:00～19:00 公立幼稚園と同様	7:30～19:00	7:30～19:00

※各園とも年末年始（12月29日から1月3日）は休園です。